

周南公立大学経済学会会則

- 第1条 本会は周南公立大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は経済学、経営学および諸学の研究・教育の助成を目的として、以下の事業を行う。
- ① 会誌および各種出版物の刊行
 - ② 教育、研究及び学会発表の助成及び表彰
 - ③ 学術図書、資料等の整備
 - ④ 講演会、セミナー等の開催および支援
 - ⑤ その他本会の目的達成に必要なこと
- 第3条 本会は次の会員をもって組織する
- ① 教員会員 周南公立大学の専任教員
 - ② 学生会員 周南公立大学経済学部の学生
 - ③ 特別会員 上記以外の者で周南公立大学経済学会が認めたもの
- 第4条 第3条第1号会員は会費年額3,000円、第3条第2号会員は会費年額1,500円、第3条第3号会員は会費年額3,000円を納める。
- 第5条 ① 本会は学術雑誌「周南公立大学論叢」を年2回以上発行する。
② 周南公立大学論叢に執筆できる者は、第3条第1号会員および第3号会員とする。
- 第6条 本会は年1回定時総会を開催する。ただし必要のある時は臨時総会を開催することができる。総会は第3条第1号会員で構成される。
- 第7条 本会に会長および幹事を置く。会長は経済学部長とし、幹事は編集委員長が兼務する。会長は会を代表し、幹事は会務を統括する。
- 第8条 本会のもとに論叢編集委員会(以下「委員会」という)を置く。委員会は論叢の編集および関連する業務を行う。委員会は論叢編集委員(以下「編集委員」という)から構成される。編集委員は総会において第3条第1号会員の中から若干名選出される。編集委員の任期は2年とする。編集委員の中から委員長1名、会計1名を互選する。
- 第9条 本会のもとに運営委員会を置く。運営委員会は会長、幹事および運営委員(編集委員兼務)から構成され、本会の運営にかかる業務を行う。
- 第10条 本会に会計監査委員2名を置く。会計監査委員は前年度の運営委員の中から選出される。
- 第11条 本会には必要に応じて若干名の庶務担当を置くことができる。
- 第12条 本会の事務局は周南公立大学に置く。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第14条 本会の会則の変更は総会の承認を経るものとする。
- 付則 この会則は昭和51年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は昭和57年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は昭和60年9月1日から施行する。
- 付則 この会則は平成6年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は平成8年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は平成21年5月20日から改正施行する。
- 付則 この会則は平成26年6月18日から改正施行する。
- 付則 この会則は令和3年4月1日から改正施行する。
- 付則 この会則は令和4年4月1日から改正施行する。
- 付則 この会則は令和5年4月1日から改正施行する。